

番号	質問	回答
1	前年度に保育園の申込みをしています、今年度も申込みが必要ですか。	年度ごとに毎年申込みをしていただく必要があります。前年度については、3月16日入所まで選考しますが、翌年度4月1日以降も引き続き入所希望であれば、入所案内の保育所等入所申込日程表を確認し、書類締切日までに申込みをしてください。
2	希望順位は利用調整（選考）に影響しますか。	同点になった場合のみ影響します。申込者ごとに利用調整（選考）を行い、保育の必要性が高い順に決定していきます。したがって、通所できる（したい）園は、すべて希望を記入していただくほうがよいです。 例えば、 Aさん 選考点数50点 ①希望：知立保育園 ②希望：来迎寺保育園 Bさん 選考点数100点 ①希望：来迎寺保育園 ②希望：知立保育園 で、知立保育園の空きがある/来迎寺保育園の空きがない場合の選考 ■Aさん・Bさんともに、来迎寺保育園は空きが無いので入所できません。 ■知立保育園の場合、Bさんのほうが選考点数が高いため、第1希望のAさんではなく第2希望のBさんが入所決定となります。 Cさん 選考点数100点 ①希望：知立保育園 ②希望：上重原保育園 Dさん 選考点数100点 ①希望：上重原保育園 ②希望：逢妻保育園 ※入所要件など選考に関連する項目はCさんもDさんも同一とし、上重原保育園に空きがある場合 ■Dさんのほうが希望順位が高いため、上重原保育園に入所できるのはDさんです
3	入所ができない場合で、希望保育園以外に空きがあったときは、連絡は来ますか。また、そこに入所はできますか。	連絡はしません。希望園以外は入所もできません。 もし、希望園の追加をしたい場合は、市役所へ変更届を提出していただき希望園の追加をしてください。提出日における利用調整（選考）基準日から追加します。
4	口座振替の銀行はどこでもよいですか。	指定金融機関しか口座振替できません。入所案内の口座振替記入例の下部に記載がある取扱い金融機関をご確認ください。
5	利用調整（選考）で入所できる保育園がないと通知が来ましたが、どうすればよいですか。	保育要件が続く限り、申込年度中は1日・16日入所（月2回）の選考を続けます。入所が決定した場合、通知を送付いたします。入所ができない場合は、通知等は発送されませんので待機していただく形となります。 ※育児休業を延長する場合は、再度入所の申込が必要です。 勤務先、就労時間や日数等に変更が生じた場合は、変更届と入所調査書を提出してください。
6	児童が4月1日入所で、保護者が4月1日就労開始である場合、ならし保育ができませんが、どうすればよいですか。	環境の変化に慣らすため、公立園は原則、乳児は5日間、幼児は2日間のならし保育をお願いしております。就労関係でならし保育ができない場合は、直接園へ相談してください。私立園の場合は直接園へご相談ください。
7	転入予定ですが、住民票を動かさないと申込みはできませんか。	申込みはすることができます。ただし、申込時点で知立市の住所が決まっていて、入所日前日までに知立市に住民票を動かすことが条件となります。転入誓約書を記載して提出してください。 4月1日入所希望であれば、3月31日までに住民票を動かす必要があります。申込日程については、入所案内で確認してください。 随時の場合は、入所日に準じた日程で提出してください。例えば、7月1日に入所したい場合は、5月1日から5月31日までに入所申込みを行い、6月末までに転入することが必要です。
8	祖父母と同居していますが、入所選考に影響はありますか。（同居）	4月1日現在で65歳未満の場合、利用調整（選考）に影響します。それぞれの保育の必要性に応じて、書類（就労証明書等）を提出してください。また、父母が市町村民税非課税であった時、祖父母が保育料等の算定対象となります。別居の市内在住の方とは提出書類は異なります。 祖父母の保育要件が無い場合（無職など）は、提出は不要です。
9	祖父母が知立市内に在住していますが、入所選考に影響はありますか。（別居）	4月1日現在で65歳未満の場合、利用調整（選考）に影響します。それぞれの保育の必要性に応じて、書類（給与明細、診療明細書等）を提出してください。同居の方と提出書類は異なります。 祖父母の保育要件が無い場合（無職など）は、提出は不要です。

番号	質問	回答
10	育児休業の事前申込みをするのですが、申込時点ではフルタイムで申込みをして、本申込みや復職時に時短勤務になった場合、入所選考に影響はありますか。	入所内定している場合、内定取消となります。申込時の就労時間で選考するため、それが変更になる場合は内定決定を継続することはできません。ただし、就労時間が増加する場合は内定等に影響はありません。育児休業からの復職１ヶ月ほど後に就労時間が短くなる場合は、就労証明書と変更届を提出してください。選考期日が来ていない場合や、内定をしていない場合（保留）は、就労証明書と変更届を提出してください。 ※入所後、復職時から１か月以内に時短勤務（就労時間が短くなっている）をしていたことが判明した場合は、退所となります。
11	入所申込みをした後に、就労（勤務）先が変わった場合、どうすればよいですか。	入所内定しており、就労時間が短くなる場合は内定取消となります。申込時点での状況が変わるのであれば、入所は認められません。選考期日が来ていない場合や、内定をしていない場合（保留）は、就労証明書と変更届を提出してください。就労時間が同じもしくは長くなる場合は退所になることはありませんので、就労証明書と変更届を提出してください。雇用先（派遣元）が変わらず、勤務地（派遣先）が変更となる場合は、就労時間が短くなっていないときに限り内定取消や退所の対象にはなりませんが、就労証明書と変更届を提出してください。
12	就労の６０時間以上というのは、長期休暇（GW・お盆・年末年始）などの場合、超えなくても問題ないですか。	原則、就労時間は常に超えて就労する必要があります。事前にわかっている長期休暇等であれば、その月の就労時間を超えるように計画をしてください。標準時間認定であれば１２０時間以上、短時間認定であれば６０時間以上必ず超える必要があります。超えていない場合、退所や標準時間から短時間への認定変更になる可能性があります。
13	保育所等が決定したとの通知が来ましたが、第１希望園ではありませんでした。第１希望園に入所するにはどうしたらよいですか。	転園届を提出してください。提出日における利用調整（選考）基準日から選考します。育休内定者であっても同様です。
14	入所しやすい園や人気園はどこですか。	その時々 of 申込者によって異なりますので、お答えができません。 登園可能（希望）園はすべて記載してください。
15	郵送で申込みをしたいのですが、どうすればよいですか。	郵送は行っていません。オンライン申請を利用してください。
16	入所内定していますが、入所日まで育児休業を延長するための保留通知を発行してもらうことはできますか。	年度内で内定をしている場合、同年度の保留通知の発行はできません。
17	入所ができなかったため、育児休業を延長しますが、保育所等入所申込書の写しはもらうことはできますか。	必要な方については、入所申込みをする際その旨お知らせください。 すでに提出してしまい、コピー等を忘れた場合は、事前にご連絡いただき、本人確認書類をご持参のうえご来庁ください。
18	入所後、就労時間などの確認はありますか。	毎年、現況届及び保育を必要とする理由を称する書類（就労証明書など）を提出していただき、確認しています。なお、必要に応じて給与明細などをご提出いただき、就労確認を行っています。